

工事請負契約約款

株式会社 泰進建設

- 第1条（総則） 元請負人（元請負人を代表者とする建設共同企業体も含む。）及び下請負人は、注文書、注文請書に記載の工事（以下「本工事」という。）を完成させるため、その一部の施工（第12条の例外規定を除く。）についての請負契約（以下「本契約」という。）を注文書・注文請書及び契約明細書に定めるもののほか、工事請負契約約款（以下「本約款」という。）に基づき、別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）に従い、各々対等の立場で誠実に契約を履行する。
- 2 下請負人は、本工事について設計図書、資材購入計画書等に基づいて見積書を提出する。元請負人は当該見積書を審査のうえ注文書を発行し、下請負人がこれを承諾したときに本契約は成立する。下請負人は、これを承諾したときはすみやかに元請負人に注文請書を提出する。
- 3 本約款において書面により行わなければならないこととされている承諾、通知、請求等は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的措置」という。）を用いて行うことができる。但し、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
- 第2条（請負代金内訳書及び工程表） 下請負人は、元請負人の請求があったときは、設計図書及び見積要項に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後すみやかに元請負人に提出し、その承認を受ける。
- 2 請負代金内訳書には、適用除外の下請負人を除いて、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に係る法定福利費を明示するものとする。
- 第3条（関連工事との調整） 元請負人は、本工事を含む元請負人と元請負人への発注者（以下、元請負人への発注者を「発注者」という。）との間の請負契約（以下「元請契約」という。）による工事（以下「元請工事」という。）を円滑に完成するため元請工事のうち、本工事の施工上関連のある工事（以下「関連工事」という。）との調整を図り、必要がある場合は、下請負人に対して指示を行う。この場合において本工事の内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止したときは、元請負人と下請負人が協議して工期又は請負代金額を変更できる。
- 2 本工事における工期は、実質的に下請負人が工事に入る期間であり、原則として元請工事全体の工期としない。
- 3 下請負人は関連工事の施工者と緊密に連絡協調を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。
- 第4条（法令等遵守の義務） 元請負人及び下請負人は、施工にあたり建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品質法」という。）、個人情報保護法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、独占禁止法、その他施工・安全衛生・労働者の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。
- 2 元請負人は、下請負人に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。
- 3 本工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、同法第13条第1項の主務省令で定める事項については、別途定める「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び省令第5条に基づく請負契約添付書式」を注文書・注文請書に添付するものとする。また、元請負人は、下請負人に対し当該対象建設工事について、同法第10条第1項の規定により届けられた事項（同条第2項の規定による変更の届出があった場合には、その変更後のものをいう。）を告げなければならないとともに、元請負人及び下請負人は本条に定めるもののほか、同法に定める条項を遵守しなければならない。
- 4 下請負人は、元請負人の循環型社会形成推進基本法に基づく本工事での取り組みに対し、積極的に協力する。
- 5 下請負人は、注文書・注文請書、本約款及び施工のために元請負人から提供、開示等を受けた生存する個人を特定し得る情報を施工及び施工と相当の関連性を有すると元請負人が認める範囲における目的以外で利用してはならない。
- 6 下請負人は、本工事に関連して、自社又はその役員が次の各号の一に該当するものと契約をしてはならない。また、下請負人は、契約後に警察等関係行政機関、元請負人の発注者若しくは第三者からの通報等又はこれらの通報等を受けた元請負人からの通知により、下請負人の下請負人（以下「再下請負人」という。）、又は再下請負人より後順位の再下請負人（以下「数次下請負人」という。）が次の各号の一に該当することを知った場合には、直ちに元請負人に報告する（元請負人からの通報の場合を除く。）とともに、当該契約を解除しなければならない。
- 一 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員、暴力団に協力し又は関与する等、これと関わりを持つ者その他集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係をいう。）、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であると認められるもの、又は反社会的勢力が実質的に経営に関与しているものと認められるもの
- 二 自社若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力の威力又は反社会的勢力を利用するなどしていると認められるもの
- 三 反社会的勢力が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等（以下「反社会的勢力関係法人等」という。）に対して直接若しくは間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- 四 反社会的勢力関係法人等と密接な関係を有していると認められるもの
- 7 下請負人は、工事に関して下請負人又は再下請負人が反社会的勢力による不当な要求又は工事に対する妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、直ちに元請負人に報告しなければならない。元請負人と下請負人は、不当介入の排除に必要な協力を行う。
- 8 下請負人は、元請負人の作業所で定める規則等に従い、かつ、規律の維持に協力しなければならない。
- 第5条（秘密の保持） 元請負人及び下請負人は、本工事について、発注者及び元請負人並びに下請負人双方のその相手方の企業秘密及び施工上の工法、技術並びにこれらに関する情報知識又は営業上の秘密の一切を、工事の完成の前後を問わず他に漏らしてはならない。また、下請負人又は再下請負人が使用する被用者（以下「下請負人等の被用者」という。）並びに数次下請負人の被用者においても、これらの秘密を保持させるものとする。
- 第6条（特許権等） 下請負人は、第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具などを施工上使用するときは、その使用に関する一切の責めを負う。但し、元請負人の指図によって使用するものについてはこの限りではない。
- 2 下請負人は、本契約の履行に際して知り得た施工方法など、又は元請負人と共同で開発した施工方法などについて、元請負人の書面による同意を得ないで使用し、又は特許権等の工業所有権を申請しあるいは第三者をして申請させてはならない。
- 第7条（安全衛生の確保など） 元請負人及び下請負人は、施工に当り関係法令を遵守し、工事従事者の災害の防止に万全を期することはもとより、第三者の生命、身体及び財産に損害を与えないための処置を最優先に行う。
- 2 下請負人は、災害防止のため、元請負人の安全衛生管理の方針及び安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、責任態勢を明確にする。
- 3 下請負人は、下請負人等の被用者の業務上の災害補償について労働基準法第87条第2項に定める使用者として補償引受けの責めを負う。
- 4 本工事の労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の取扱いについては、注文書・注文請書において次の各号のいずれによるかを定めるものとする。
- 一 元請負人が加入する労災保険によるものとする。但し、下請負人若しくはその被用者又は再下請負人若しくはその被用者の責任による労災保険に定める不正支給、故意又は重大な過失による事故などにかかわる徴収金の事業主負担分については、下請負人がこれを負担する。
- 二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第8条第2項の定めにより、労災保険法による補償について、下請負人を事業者とする許可を受けた場合は、下請負人が加入する労災保険によるものとする。

5 下請負人は、元請負人協会災害互助会に加入しその定めに従う。但し、元請負人が加入の必要がないと認めた場合はこの限りではない。

第8条（事業内容の報告） 元請負人又は下請負人は、必要があるときは、相手方にその事業経営の内容などについて報告を求めることができる。

第9条（意見の聴取） 元請負人は、施工上の工程の細部・作業方法などを定めるに当たって、あらかじめ下請負人の意見を聴取することができる。

第10条（担保・契約保証人） 下請負人が第48条（元請負人の催告によらない解除権）第1項の各号の一に該当し、又はそのおそれがある場合において、元請負人から書面による請求があった場合は、下請負人はすみやかに元請負人の承認する担保を提供する。また契約保証人（金銭保証人及び工事完成保証人をいう。）が必要とされる場合は、本契約にそれぞれ保証人の住所、氏名を記入し押印する。但し、金銭保証人は、当事者の債務の不履行により生ずる損害金の支払いを行う者をいい、また工事完成保証人とは下請負人が工事を完成することができない場合に、下請負人に代って自ら工事を完成させる者をいう。

第11条（権利義務の譲渡） 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

2 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約の目的物並びに検査済の工事材料及び建築設備の機器（いずれも製造工場等にある製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

第12条（一括委任又は一括下請負の禁止） 下請負人は、一括して本工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。但し、公共工事又は民間共同住宅（長屋は除く。）の新築工事以外の工事で、かつ、あらかじめ元請負人の発注者及び元請負人の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第13条（関係事項の通知） 下請負人は、元請負人に対して、本工事に関し、次の各号に掲げる事項を本工事に着手する前に、書面をもってその旨を通知する。

- 一 建設業の許可業種及び番号
- 二 現場代理人及び主任技術者の氏名
- 三 雇用管理責任者及び安全衛生責任者の氏名
- 四 その他施工上法律で置くことを義務づけられた有資格者等の氏名
- 五 工事現場において使用する一日当たり平均及び最盛時作業員数
- 六 工事現場において使用する作業員に対する賃金の締切日及び支払日
- 七 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2 下請負人は、元請負人に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面又は電磁的措置をもってその旨を通知する。

第14条（下請負人の社会保険加入義務等） 元請負人は、社会保険等の届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、下請負人が、次の各号のいずれにも該当する場合、元請負人は社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 一 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- 二 元請負人の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を元請負人に提出した場合

3 下請負人から前項第二号の確認書類が提出された場合、元請負人は発注者の指定する期間内に、これを発注者に提出しなければならない。

4 第2項に掲げる下請負人が同項第一号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同項第二号に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、下請負人は違約金を支払わなければならない。当該金額は、元請負人と下請負人が協議して定めるものとする。

第15条（下請負人の関係事項の通知） 下請負人が本工事の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合、下請負人は、元請負人に対して、その契約（その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、数次のすべての契約を含む。）に関し、次の各号に掲げる事項を工事に着手する前に、書面又は電磁的措置をもって通知する。

- 一 再下請負人の氏名及び住所（法人であるときは、名称及び工事を担当する営業所の所在地）
- 二 建設業の許可業種及び番号
- 三 現場代理人及び主任技術者の氏名
- 四 雇用管理責任者及び安全衛生責任者の氏名
- 五 その他施工上法律で置くことを義務づけられた有資格者等の氏名
- 六 工事の種類及び内容
- 七 工期
- 八 再下請負人が工事現場において使用する一日当たり平均及び最盛時作業員数
- 九 再下請負人が工事現場において使用する作業員に対する賃金の締切日及び支払日
- 十 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2 下請負人は、元請負人に対して、前項に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面又は電磁的措置をもってその旨を通知する。

第16条（再下請負人の社会保険加入義務等） 下請負人は、社会保険等未加入建設業者を再下請負人としてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、再下請負人が次の各号のいずれかに該当する場合、下請負人は社会保険等未加入建設業者を再下請負人とすることができる。

- 一 当該社会保険等未加入建設業者を再下請負人としなければ施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- 二 発注者が元請負人に対して確認書類の提出を求める日以内に、再下請負人が社会保険等の届出をし、下請負人を通じて、確認書類を元請負人に提出した場合

3 下請負人から前項第二号の確認書類が提出された場合は、元請負人は発注者の指定する期間内に、これを発注者に提出しなければならない。

4 再下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合には、第2項に該当する場合であっても、元請負人及び下請負人は社会保険等の加入指導を行わなければならない。

5 第2項に掲げる下請負人が同項第一号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同項第二号に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、再下請負人は違約金を元請負人に支払わなければならない。当該金額は、元請負人、下請負人及び再下請負人が協議して定めるものとする。

第17条（作業所長） 元請負人は、作業所に作業所長を置き、書面又は電磁的措置をもってその氏名を下請負人に通知する。

2 作業所長は、本約款に基づく元請負人の権限とされる事項及び本約款の他の条項に定めるもののうち、元請負人が必要と認めて作業所長に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての下請負人又は下請負人の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

- 二 設計図書に基づく施工のための詳細図等の作成及び交付又は下請負人が作成したこれらの図書の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査
- 3 作業所長は、前項の権限の一部を作業所所員に代行させることができる。この場合は、書面をもってその氏名と権限を下請負人に通知する。

第18条（下請負人の現場代理人及び主任技術者） 下請負人は、工事作業所に常駐し、工事作業所内での一切の事項を処理するために現場代理人を置くものとする。

- 2 現場代理人は、工事作業所の秩序、安全、衛生、災害防止又は就業時間等、工事作業所の運営に関する事項については元請負人の作業所長の指示に従うとともに、その他の事項についても作業所長に協力して元請工事の円滑な完成に努める。
- 3 下請負人は、現場代理人を定めた場合には、その氏名を元請負人に対し書面又は電磁的措置をもって通知するものとし、その現場代理人は、本契約の履行に関し、下請負人の一切の権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、工事関係者に関する措置請求並びに本契約の締結、変更及び解除に係るものを除く。）を行使する。
- 4 下請負人は、施工するに当たり、技術上の管理をつかさどる者として、建設業法の定めに従い適正な主任技術者を配置しなければならない。
- 5 元請負人は、前項の規定にかかわらず、下請負人の現場代理人の工事作業所における運営、取締り及び権限の行使に支障なく、かつ、元請負人との連絡態勢が確保されると認められた場合には、当該現場代理人について工事作業所における常駐を必要としないことができる。
- 6 下請負人の現場代理人と主任技術者は、これを兼ねることができる。

第19条（工事関係者に関する措置請求） 元請負人は、下請負人の現場代理人、主任技術者、その他下請負人が施工するために使用している再下請負人、並びに下請負人等の被用者等で、施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは下請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 下請負人は、作業所長がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、元請負人に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 3 元請負人又は下請負人は、前各項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に書面をもって通知する。

第20条（工事材料の品質及び検査） 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、作業所長の指示による。

- 2 下請負人は、使用前に作業所長の検査に合格した、工事材料を使用する。
- 3 作業所長は、下請負人から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。
- 4 下請負人は、作業所長の検査の結果、不合格と決定された工事材料については遅滞なく工事作業所外に搬出する。
- 5 下請負人は、工事材料につき工事作業所に搬入するとき及び工事作業所から搬出するときは、作業所長の承認を得る。
- 6 前各項の規定は、建設機械器具についても準用する。

第21条（施工図、製作図等の取扱い） 下請負人が、施工図、製作図等を作成する場合には、作成した施工図、製作図等を元請負人に提出し、元請負人の検査を受けなければならない。また、元請負人は検査結果を合格と判断した場合には、覚書に受領印を押印の上、下請負人に返却するものとする。

第22条（作業所長の立会い及び工事記録の整備） 下請負人は、調査を要する工事材料については、作業所長の立会いを受けて調査し、又は見本検査に合格したものを使用する。

- 2 下請負人は、水中の工事又は地下に埋設する工事その他施工後外面から明視することのできない工事については、作業所長の立会いを受けて施工する。
- 3 作業所長は下請負人から前各項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。
- 4 下請負人は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調査又は施工をするときは、設計図書で定めるところによりその見本又は工事写真等の記録を整備し、作業所長の要求があったときは、遅滞なくこれを提出する。

第23条（支給材料及び貸与品） 元請負人から下請負人への支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格、性能、引渡し場所、引渡し時期、返還場所又は返還時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 工程の変更により引渡し時期及び返還時期を変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人が協議して、これを変更する。この場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更する。
- 3 作業所長は、支給材料及び貸与品を、下請負人の立会いの上検査して引渡す。この場合において、下請負人は、その品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に相当でないと認めるときは、遅滞なく書面をもって元請負人又は作業所長に通知する。
- 4 元請負人は、下請負人から前項後段の規定による通知（作業所長に対する通知を含む。）を受けた場合において、必要があると認めるときは設計図書で定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品質、規格等の変更を行うことができる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人が協議して、工期又は請負代金額を変更する。
- 5 下請負人は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって使用及び保管し、下請負人の故意又は過失によって支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、元請負人の指定した期間内に原状に復し、若しくは代品を納め、又はその損害を賠償する。
- 6 下請負人は、支給材料又は貸与品について、引渡しを受けた後第3項の検査により発見することが困難であった場合で、契約の内容に合致しない箇所があり使用に相当でないと認められるときは、遅滞なく作業所長にその旨を通知する。この場合においては、第4項の規定を準用する。

第24条（設計図書不適合の場合の改造義務） 下請負人は、施工が設計図書に適合しない場合において、作業所長がその改造を請求したときは、下請負人の負担ですみやかにこれに従う。但し、その不適合が作業所長の指示によるなど元請負人の責めに帰すべき理由による場合は、改造に要する費用は元請負人が負担する。この場合において、必要があると認められるときは元請負人と下請負人が協議して、工期を変更する。

- 2 下請負人がこの請求に応じないときは、元請負人は、下請負人の負担において自らこれを改造し、又は第三者をして改造させた費用を、元請負人は、下請負人に対して有する弁済金の到来した債権と、下請負人に対して負担する請負代金支払債務等を相殺することができる。

第25条（条件変更等） 下請負人は、施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を作業所長に通知し、その確認を求める。

- 一 設計図書と工事作業所の状態とが一致しないとき
 - 二 設計図書の表示が明確でないとき（図面と仕様書が交互符合しないとき及び設計図書に誤謬又は脱漏があるときを含む。）
 - 三 工事作業所の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違するとき
 - 四 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたとき
- 2 作業所長は、前項の確認を求められたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、その指示を含む。）について書面をもって下請負人に通知する。
- 3 第1項の各号に掲げる事実が元請負人と下請負人との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更することができる。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、元請負人と下請負人とが協議して定める。

第26条(著しく短い工期の禁止) 元請負人は、工期を変更するときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

第27条(工事の変更及び中止等) 元請負人は、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させる必要があると認めるときは、書面をもって下請負人に通知する。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更することができる。

2 工事用地等の確保ができない等のため、又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事作業所の状態が変動したため、下請負人が工事を本契約の通り施工できないと認められるときは、元請負人は、工事の全部又は一部の施工を中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更することができる。

3 元請負人は、前各項の場合において、下請負人が工事の続行に備え工事作業所を維持し、若しくは作業員、建設機械器具等を保持するための費用、その他の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は下請負人に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償する。この場合における負担額又は賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

4 前項後段の協議が整わない場合には第58条により解決する。

第28条(下請負人の請求による工期の延長) 下請負人は、天災その他の不可抗力又は正当な理由によって工期内に本工事を完成することができないおそれが生じたとき、又は工事に着手することができないときは、すみやかに理由を付した書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元請負人と下請負人が協議して定める。

2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人が協議して請負代金額を変更することができる。

第29条(履行遅滞の場合の工期の延長) 下請負人の責めに帰すべき理由により工期内に完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、元請負人は工期を延長することができる。

第30条(元請負人の請求による工期の変更等) 元請負人は、工期を変更する必要があるときは、下請負人に対して書面又は電磁的措置をもって工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、元請負人と下請負人が協議して定める。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人が協議して請負代金額を変更する。

第31条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

2 元請負契約において、本工事を含む元請工事の部分について賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。

第32条(臨機の措置) 下請負人は、災害防止等のため必要があると認められるときは、元請負人に協力して臨機の措置をとる。

2 下請負人が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、下請負人が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、元請負人がこれを負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

第33条(工事目的物等の損害) 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他の施工に関して生じた損害(本契約において別に定める損害を除く。)は、下請負人の負担とする。但し、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

第34条(第三者に及ぼした損害) 本工事の施工についての第三者(関連工事の請負人等を含む。以下この条において同じ。)に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担する。但し、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたもの及び施工に伴い通常避けることができない理由により生じたものについては、この限りではない。

2 前項の場合その他の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、元請負人と下請負人が協力してその処理解決に当たる。

3 元請負人と下請負人は、車両系事故等の補償のため、本工事期間中は自動車損害賠償責任保険のほか任意に任意車両保険(対人・対物補償無制限、人身傷害補償5千万円以上補償内容とする。)に加入しておかななければならない。

第35条(天災その他不可抗力による損害) 天災その他不可抗力によって、工事の出来形部分、作業所の工事仮設物、作業所搬入済の工事材料又は建設機械器具(いずれも元請負人が確認したものに限る。)に損害を生じたときは、下請負人はその事実確認後遅滞なく元請負人に報告する。この損害は、下請負人が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、元請負人がこれを負担する。

2 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、元請負人と下請負人が協議して定める。

一 工事の出来形部分に関する損害は、損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害は、損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害は、損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、本工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。但し、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該償却費の額を差し引いた額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

3 第1項の規定により、元請負人が損害を負担する場合において、保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。

4 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は、元請負人がこれを負担する。この場合における負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

第36条(工事完成検査及び引渡し) 下請負人は、工事が完成したときは、書面をもって元請負人に通知する。

2 元請負人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく下請負人の立会いの上工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、元請負人は、当該検査の結果について書面をもって下請負人に通知する。

3 元請負人は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、下請負人が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。

4 元請負人は、下請負人が前項の申し出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、下請負人は、直ちにその引渡しをする。

5 下請負人は、本工事が第2項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを修補して元請負人の検査を受ける。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

6 下請負人が第3項の引渡しを申し出たにもかかわらず元請負人が受け入れないときは、下請負人が引渡しの申し出から引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもって管理したにもかかわらず本契約の目的物に生じた損害及び引渡しまでに下請負人管理のために特に要した費用は元請負人が負担する。

- 第37条（部分使用） 元請負人は、前条第3項の規定による引渡し前においても、工事事務物の全部又は一部を下請負人の同意を得て使用することができる。
- 前項の場合においては、元請負人は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用する。
 - 元請負人は、第1項の規定による使用により、下請負人に損害を及ぼし、又は下請負人の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担する。この場合における賠償額又は負担額は、元請負人と下請負人が協議して定める。
- 第38条（部分引渡し） 工事事務物について、元請負人が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、その部分の工事が完了したときは、第36条（工事完成検査及び引渡し）中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第40条（請負代金の請求）中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 第39条（請負代金の支払方法及び時期） 本工事の請負代金の支払方法及び時期については、建設業法第24条の3及び同法第24条の5並びに注文書・注文請書の定めるところによる。
- 元請負人は、注文書・注文請書の定めにかかわらず、やむを得ない場合には下請負人の同意を得て請負代金支払の時期又は方法を変更することができる。
 - 前項の場合において、元請負人は下請負人が負担した費用又は下請負人が被った損害を賠償する。
- 第40条（請負代金の請求） 下請負人は、注文書・注文請書の定めるところにより元請負人に対して、前払金、出来高払金及び完成払金等の請負代金の請求をすることができる。
- なお、出来高とは、施工完了部分そのものをさす出来形に相当する請負代金のことをいう。
- 元請負人が発注者より前払金の支払いを受けている場合で、下請負人から請負代金の前払金の支払いを求められた場合には、元請負人は下請負人の信用状況、工事施工確保の確実性及びその他の前払金を支払うべき特段の事情の有無を考慮した上で、支払について元請負人と下請負人が協議して定める。
 - 下請負人は、出来高払金の請求において毎月末までの本工事の出来高を「工事出来高報告書」に詳記の上、作業所長に提出し、確認を得るものとする。また、確認後の出来高については「請求書」により元請負人に請求することができる。但し、前月までの既請求額を控除する。
 - 下請負人は、第36条（工事完成検査及び引渡し）第2項の検査に合格したときは、引渡しと同時に書面をもって完成出来高払金又は完成払金の請求をすることができる。
 - また、前払金の支払いを受けている場合においては、第3項、第4項の請求額は次の式によって算出する。
今回請求額 = 第3項、第4項の請負代金請求額 - 受領済前払金
- 第41条（請負代金の支払） 元請負人は、前条による下請負人の請求について注文書・注文請書の定める支払条件に従い、これを下請負人に支払う。
- 前項の支払日は、当月末日の請求締切りの翌月25日（金融機関の休業日にあつては翌営業日）とする。但し、前払金の支払いは事前に取り決めた支払日とする。
 - 前条第3項の確認後の出来高につき、元請負人は、当該出来高の10%を支払時に保留することができる。また、保留した翌月に作業所長の承認によりこれを解除し、前項と同様の支払いとする。
 - 元請負人が下請負人に支払うに当たって、現金を下請負人指定の金融機関の口座振込みにより支払うときは、当該振込みに係る手数料は元請負人の負担とする。
 - 注文書・注文請書の支払条件に記載の「手形」は、これを電子記録債権（でんさい）又は債権買取資金調達方法（ファクタリング）と読み替える。下請負人は、前条の請求をするときはこれらの決済手段に係る金融機関への申込手続きを事前に行うものとする。
- 第42条（賃金の立替払） 元請負人は、下請負人等の被用者の賃金等に関し下請負人又は再下請負人がその支払いを怠ったり、下請負人又は再下請負人の経営内容からみて、その支払いを怠るおそれがあると元請負人が判断したときは、下請負人等の被用者からの書面による申し出により、これを立替払いすることができる。但し、原則として事前の下請負人から事情を聴取する。
- 元請負人は、前項の規定によって、再下請負人の不払賃金等の立替払いをしたときは、これを下請負人に対する立替金として処理することができる。
- 第43条（その他の立替払） 下請負人又は再下請負人が材料代金などの支払いを遅延し、また、元請負人が下請負人等に対しその支払いを催告してもなお支払わないときは、元請負人は材料納入業者等の申し出により、下請負人の請負代金より立替払を行うことができる。但し、原則として事前の下請負人から事情を聴取する。
- 第44条（立替金と請負代金の支払との相殺）
前二条による賃金等の立替払及びその他の立替払に定める下請負人の賠償金等は、元請負人の債権発生と同時に、下請負人に対する請負代金の支払いと相殺とする。
- 第45条（請負代金の不払に対する下請負人の工事中止権） 下請負人は、元請負人が請負代金の支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、下請負人は、遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を元請負人に通知する。
- 第27条（工事の変更及び中止等）第3項の規定は、前項の規定により下請負人が施工を中止した場合について準用する。
- 第46条（契約不適合責任） 元請負人は、引き渡された工事事務物が種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、下請負人に対し、目的物の修補、代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。但し、その履行の追完に過分の費用を要するときは、元請負人は履行の追完を請求することができない。
- 前項の場合において、下請負人は、元請負人に不相当な負担を課するものでないときは、元請負人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 第1項の場合において、元請負人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、元請負人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金減額を請求することができる。
 - 履行の追完が不能であるとき
 - 下請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - 工事事務物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、下請負人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき
- 第47条（元請負人の催告による解除権） 元請負人は、下請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 下請負人が第11条（権利義務の譲渡）第4項の報告を拒否したとき又は虚偽の報告をしたとき

- 二 下請負人が正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき
- 三 下請負人が工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき
- 四 正当な理由なく、第46条（契約不適合責任）第1項の履行の追完がなされないとき
- 五 前各号に掲げる場合のほか、下請負人が本契約に違反したとき

第48条（元請負人の催告によらない解除権） 元請負人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約の解除をすることができる。

- 一 下請負人が第11条（権利義務の譲渡）第1項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき
- 二 下請負人が第11条（権利義務の譲渡）第3項の規定に違反して、譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき
- 三 下請負人が本契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき
- 五 下請負人が本契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- 六 下請負人の債務の一部の履行が不能である場合又は下請負人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、下請負人が履行をしないでその時期を経過したとき
- 八 前各号に掲げる場合のほか、下請負人がその債務の履行をせず、元請負人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
- 九 第51条（下請負人の催告による解除権）又は第52条（下請負人の催告によらない解除権）の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき
- 十 下請負人又は再下請負人及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負が数次にわたるときはそのすべてを含む。）が、次のいずれかに該当するとき
 - イ 反社会的勢力に属すると認められるとき
 - ロ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ハ 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ニ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ホ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第49条（元請負人の任意解除権） 元請負人は、工事が完成しない間は、第47条（元請負人の催告による解除権）及び第48条（元請負人の催告によらない解除権）に規定する場合のほか必要があるときは、本契約を解除することができる。

- 2 元請負人は、前項の規定により本契約を解除した場合において、これにより下請負人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、元請負人と下請負人が協議して定める。
- 3 前項後段の協議が整わない場合には第58条により解決する。

第50条（元請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限） 第47条（元請負人の催告による解除権）各号又は前条（元請負人の催告によらない解除権）各号に定める場合が元請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、元請負人は、前二条の規定による本契約の解除をすることができない。

第51条（下請負人の催告による解除権） 下請負人は、元請負人が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第52条（下請負人の催告によらない解除権） 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるときは、直ちに本契約を解除することができる。

- 一 第27条（工事の変更及び中止等）第1項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が6/10以上減少したとき
- 二 第27条第1項の規定による工事の中止期間が、工期の1/2（工期の1/2が6か月を超えるときは6か月）を超えたとき（但し、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき）
- 三 元請負人が請負代金の支払能力を欠くと認められるとき

第53条（下請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限） 第51条（下請負人の催告による解除権）又は前条（下請負人の催告によらない解除権）各号に定める場合が下請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、下請負人は、前2条の規定による本契約の解除をすることができない。

第54条（解除に伴う措置） 工事の完成前に契約が解除されたときは、元請負人は、工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。但し、その出来形部分が設計図書に適合しない場合は、その引渡しを受けないことができる。

- 2 元請負人は前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金を下請負人に支払う。
- 3 前項の場合において、第40条第2項の規定による前払金があったときは、その前払金の額（第40条第3項の規定による出来高払をしているときは、その出来高払において消却した前払金の額を控除した額）を同項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。
- 4 前項の場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、下請負人は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額の利息を付して元請負人に返還する。但し、当該契約の解除が第49条（元請負人の任意解除権）第1項、第51条（下請負人の催告による解除権）及び第52条（下請負人の催告によらない解除権）の規定によるものであるときは、利息に関する部分は、適用しない。
- 5 本契約が解除された場合において、当該契約に係る工事について、下請負人等の被用者の賃金等につき未払がある場合は、元請負人は下請負人に支払うべき工事代金によって、下請負人に代って直接未払金を支払うことができる。この場合、元請負人の支払と同時に、元請負人の下請負人に対する同額の請負代金債務が消滅する。
- 6 工事の完成後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については元請負人及び下請負人が民法の規定に従って協議して決める。
- 7 本契約が工事の完成前に解除された場合においては、元請負人及び下請負人は第49条（元請負人の任意解除権）第2項及び前6項によるほか、相手方を原状に回復する。

第55条（元請負人の損害賠償請求等） 元請負人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして下請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 下請負人が工期内に本工事を完成することができないとき（第29条（履行遅滞の場合の工期の延長）の規定により工期を変更したときを含む。）
- 二 本工事目的物に契約不適合があるとき

- 三 第48条（元請負人の催告による解除権）又は第50条（元請負人の催告によらない解除権）の規定により、本契約が解除されたとき
四 前各号に掲げる場合のほか、下請負人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき
- 2 前項の場合において、賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。但し、同項第一号の場合においては請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 前項前段の協議が整わない場合には第58条により解決する。

第56条（下請負人の損害賠償請求等） 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして元請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第51条（下請負人の催告による解除権）及び第52条（下請負人の催告によらない解除権）の規定により本契約が解除されたとき。
二 前号に掲げる場合のほか、元請負人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第40条第2項（前払金）、第40条第3項（出来高払）、第40条第4項（完成払）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、下請負人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを元請負人に請求することができる。

3 下請負人は、元請負人が第48条（元請負人の催告によらない解除権）第1項第十号を理由に、本契約を解除した場合には、これによって損害が生じても何ら賠償を請求することができない。

第57条（契約不適合責任期間） 元請負人は、引き渡された工事目的物に関し、第37条（（完成検査及び引渡し）第3項（第39条（部分引渡し）において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定に関わらず、設備の機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、元請負人が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、下請負人はその責めを負わない。但し、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前各項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、下請負人の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 元請負人が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を下請負人に通知した場合において、元請負人が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 元請負人は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が下請負人の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する下請負人の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定する契約不適合責任期間については、本約款の定めるところによる。

8 本契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は元請負人若しくは作業所長の指図により生じたものであるときは、元請負人は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。但し、下請負人がその材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第58条（紛争の解決） 本約款の各条項において元請負人と下請負人が協議して定めるものについて、協議が整わない場合、その他本契約に関して元請負人と下請負人との間に紛争を生じた場合には、当事者双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）の斡旋又は調停により解決を図る。

2 元請負人又は下請負人は、前項の斡旋又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第59条（補則） 注文書・注文請書及び本約款に定めのない事項については、必要に応じ元請負人と下請負人が協議して定める。

(1977年(昭和52年)11月制定・2026年(令和8年)1月改定)